

監査結果公表第18－4号

随時監査（工事監査）の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成18年6月1日

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫
同	北 山 諒 一
同	大 松 桂 右
同	田 中 裕 子

記

1 措置の通知

随時監査（工事監査）の結果に対する措置の通知

第6回工事監査

久宝寺線横断デッキ上部工事

平成18年4月20日付け八建龍第1号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072－924－3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

八 建 龍 第 1 号

平成18 年 4月20日

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫 様
同	北 山 諒 一 様
同	三 宅 博 様
同	田 中 久 夫 様

八 尾 市 長 仲 村 晃 義

監査の結果に対する措置の通知について

平成18年3月1日付け監査報告第17-12号の、随時監査（工事監査）の結果に基づく措置を別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により報告いたします。

(別紙)

第6回工事監査の結果に対する措置の内容

建築都市部龍華地区都市拠点整備室

久宝寺線横断デッキ上部工事

P-1

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
(1)設計について ア 視覚障害者用の誘導ブロック張りが計画されており、北側の路肩より60cm内側の位置に配置することになっているが、西側の既存デッキとの取付け部ではL字型に折れ曲がり迂回する形状になっているので、この配置で問題はないか関係する部署と再度現地確認等を行っておくことが望まれる。	措置状況 1. 措置済(18年2月22日) 誘導ブロック位置について、八尾盲人福祉協会と協議した結果、既設デッキからの取付けを直線となるよう変更しました。
(1)設計について イ 東端に手すり付きの転落防止柵を計画しているが、本工事完了時には東側階段部分までの供用となり同階段に誘導する位置に設置すべきだと考えられる。	措置状況 措置予定 東端の転落防止柵を東側階段部分に設置すると床版にアンカーを打ち込む工法の場合、防水機能の効果が低減し床版への影響が考えられる等の技術課題もあり、現設計により供用のうえ歩行者の通行状況等を十分確認し対応していきます。また、東側階段部より東の誘導ブロックについては、誘導ブロックの上に覆いシートを施工します。
(1)設計について ウ 設計図面に上部工の桁架設施工図が示されていたが、実質的な施工を示したのではなく積算内容とも一致しないものであるので「参考図」としておくべきであった。今後の対応として打合せ協議書又は指示書にて適切に処理をされたい。	措置状況 1. 措置済(18年1月12日) 「参考図」の提示として協議を行いました。
(2)積算について ・設計書の単価の一部に、夜間割増の扱いについて疑義が見られたので留意されたい。	措置状況 措置予定 次回の変更時に精査します。

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
(3)契約について ・本工事は鋼材の入手難のため桁製作が約1ヶ月遅れており、現在の進捗状況では所定の工期内竣工が困難で年度繰越手続きが必要である。手続きについては、新たな工期設定をよく検討し適正に処理されたい。	措置状況 2. 措置済 (18 年 3 月 30 日) 年度繰越手続きを行い、工程表を精査し適正な工期設定を行いました。
(3)施工について ア 鋼桁の工場検査の内、組立てについてはシミュレーションによるものとなっていた。実際の桁架設時には、再度桁組立状況の立会を行っておくことが望まれる。	措置状況 1. 措置済 (18 年 1 月 12 日) 桁搬入後、鋼材の検尺等の立会を行い、桁の組立て状況を確認しました。
(3)施工について イ 工事写真について、現場作業の進捗が遅れていたためわずかな量であった。今後は上部工の床版鉄筋組立や地覆及び高欄、上屋工のアンカー部分等の写真を詳細に撮影するよう留意されたい。	措置状況 1. 措置済 (18 年 1 月 12 日以降) 施工計画書の写真管理基準に基づき写真撮影を行っています。